

電気需給約款【低圧】新旧対照表（変更部分のみ）

株式会社 東急パワーサプライ

新	旧	備考
IV 料金の算定および支払い	IV 料金の算定および支払い	
<p>14. 料金の算定期間</p> <p>(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。</p> <p>(2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合は、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日（電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。以下同様とします。）から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。</p> <p>(3) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>	<p>14. 料金の算定期間 (同左)</p> <p>(2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。</p>	(変更)
<p>17. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、検針日の属する月の末日といたします。ただし、本約款第15条(2)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 また、需給契約が終了した場合は、終了日といたします。</p> <p>(2) お客様へのご請求は、支払い義務が発生する月の翌月に行います。ただし、<u>やむを得ない場合はこの限りではありません。</u></p> <p>(略)</p>	<p>17. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限 (同左)</p> <p>(2) お客様へのご請求は、支払い義務が発生する月の翌月に行います。</p> <p>(略)</p>	(変更) (略)
<p>19. 債権譲渡に関する特則</p> <p>(1) 別表11に記載する販売代理事業者（以下「販売代理事業者」といいます。）を通じて需給契約をお申し込みいただいたお客様、または販売代理事業者を通じて料金等の支払いを希望されるお客様は、本約款をもって、当社が料金その他の債務に係る債権を販売代理事業者に譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。この場合において、当社および販売代理事業者は、お客様への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>(2) (1)の債権譲渡を行わないことを希望されるお客様は、その旨を当社および当該販売代理事業者にお申し込みいただくことができます。この場合、当社は、当該お申し込みをいただいた後に生じた料金その他の債務に係る債権について債権譲渡を行いません。</p> <p>(3) (1)の規定により譲渡する債権に関するその他の取扱いについては、本約款第17条および第18条の規定にかかわらず、その販売代理事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>	<p>19. 債権譲渡に関する特則 (1) 別表11に記載する販売代理事業者（以下「販売代理事業者」といいます。）を通じて需給契約をお申し込みいただいたお客様は、本約款をもって、当社が料金その他の債務に係る債権を販売代理事業者に譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。この場合において、当社および販売代理事業者は、お客様への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (1)の規定により譲渡する債権に関するその他の取扱いについては、本約款第17条および第18条の規定にかかわらず、その販売代理事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>	(変更) (新設)

電気需給約款【低圧】新旧対照表（変更部分のみ）

株式会社 東急パワーサプライ

新	旧	備考
V 使用および供給	V 使用および供給	
25. 違約金 (1) お客様が本約款第22条(2)口またはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。 (略)	25. 違約金 (1) お客様が本約款第22条(2)口に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。 (略)	(追加) (略)
VI 契約の変更および終了	VI 契約の変更および終了	
32. 電気需給契約の終了 (1) 転居等の場合 転居等により、お客様が電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客様から通知された終了期日に需給を終了させるための適切な処置を行います。 電気需給契約は、本約款第34条に規定する場合または次の場合を除き、お客様が当社に通知された終了期日に終了いたします。 イ 当社がお客様の終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が終了するものといたします。 ロ 当社の責に帰すことのできない事由（非常災害等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。 (2) 小売電気事業者の変更の場合 当社との電気需給契約を終了し、新たに他の小売電気事業者から電気の供給を受ける場合は、新たな小売電気事業者の定めにより、新たな小売電気事業者に対してまたは当社および新たな小売電気事業者の双方に対して申入れをしていただきます。当社は、当該小売電気事業者からの依頼またはお客様からの申入れに基づいて、電気需給契約を終了させるための必要な処置を行います。この場合、当社との電気需給契約は、新たな小売電気事業者からお客様への電気の供給が開始される日に終了するものといたします。	32. 電気需給契約の終了 (1) お客様が電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客様から通知された終了期日に需給を終了させるための適切な処置を行います。 (同左) (同左) (同左) (新設)	(変更) (新設)

電気需給約款【低圧】新旧対照表（変更部分のみ）

株式会社 東急パワーサプライ

新

旧

備考

<p>34. 解約等 お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合<u>(2)の場合を除きます。</u>には、解約の15日前までに通知いたします。</p> <p>(1) 本約款第22条によって電気の供給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>(2) お客様が、本約款第32条(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合</p> <p>(3) 支払期日を40日経過してもお客様が料金を支払われない場合</p> <p>(4) 支払期日を40日経過してもお客様が他の電気需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払われない場合</p> <p>(5) 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(6) お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合</p> <p>(7) お客様が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きを受けまたは自ら申立てを行なった場合</p> <p>(8) お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合</p> <p>(9) お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>(10) お客様がその他本約款に違反した場合</p>	<p>34. 解約等 お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
IX その他	IX その他	
45. 本約款の実施期日 本約款は2016年9月1日より施行するものとします。	45. 本約款の実施期日 本約款は2016年4月1日より施行するものとします。	(変更)